

令和8年度川根本町義務教育学校5年生県外体験学習業務委託 仕様書

1 業務の名称

令和8年度 町単独事業

川根本町義務教育学校5年生県外体験学習業務委託

2 業務の目的

- (1) 集団での体験活動を通して、社会性、公徳心、協調性を養う。
- (2) 個人が成長し、学び続ける力を育てる。
- (3) 研修先ならではの歴史・文化・産業を学び、今後の学習に役立てる。
- (4) 地域社会や文化活動などに積極的に参加する力を育てる。
- (5) 多様な価値観や文化を理解し、郷土への愛着心を高める。

3 委託期間

契約日から令和8年9月30日まで

4 研修先

九州内（長崎県・福岡県・佐賀県を候補とする）

5 実施日

令和8年7月30日（木）から7月31日（金）までの1泊2日

6 参加人員

- (1) 5年生児童 男子9名 女子12名 計21名 ※予定
- (2) 引率者 大人6名

7 行程の条件

- (1) 九州ならではの活動や体験ができる行程にすること。
- (2) 川根本町と九州内の違いを学ぶことができる行程とすること。例えば、平和学習や歴史・産業・文化を学ぶ活動、遺跡見学等、川根本町では体験することのできない行程とすること。
- (3) 研修する各施設でガイドを付け、今後の学習に繋がる施設を選定すること。
- (4) 土産購入の時間を行程に入れること。
- (5) 雨天時等の代替案を用意しておくこと。
- (6) 移動は、富士山静岡空港を往復で利用すること。

8 企画・見積にあたっての留意点

- (1) 借上バス

ア 川根本町から富士山静岡空港までの往復と九州内で人数に応じた借上バスを用意

すること。

イ 九州内はガイドを1人付けること。また、ガイドは参加者が5年生であることを踏まえ、九州内のことを楽しく学べるよう努めること。

ウ 川根本町と富士山静岡空港間のバスの行程は委託者と協議の上、決定すること。

(2) 有料道路通行代

行程を考慮し、算出すること。

(3) 食事

ア 各食事は、飲み物付きとする。

イ 研修先の昼食は九州ならではのものとし、金額は1人当たり2,200円以内とする。

ウ 店舗以外で食事を取る場合は、配達及び食後の容器回収も行うこと。

エ 1日目の夕食及び2日目の朝食については、ホテル外での食事でも可とする。

オ 2日目の夕食は、交通機関内で済ませられる軽食程度のものでも可とする。

カ 児童の中で食物アレルギー等により禁忌食品がある場合は、指示に従った食事又は代替食を用意すること。なお、アレルギーに関する調査は委託者が行う。

(4) 入場料・施設使用料

行程を考慮し、算出すること。

(5) 旅行傷害保険

ア 研修期間中は旅行傷害保険に加入し、金額には傷害保険料を含むこと。

イ 国内航空欠航補償プランまたは、それに代わる保険に加入すること。

(6) 傷害保険加入金

ア 旅行傷害保険は、1人当たり500円（税込）とする。

イ 航空機の欠航保障保険については、1人当たり片道300円前後とする。

(7) 添乗員経費

添乗員の宿泊料等も委託料に含めること。

(8) 看護師派遣

ア 九州内の研修に同行する看護師1名を派遣すること。

イ 派遣期間は、往路の九州内の空港到着時から復路の九州内の空港到着時までとする。

ウ 派遣する看護師は、勤務経験年数が3年以上であることを条件とする。なお、引率者の男女比率の都合により看護師の性別を指定する場合がある。

エ 派遣された看護師は引率者と同じ食事と宿泊場所とし、行程に沿って常に同行すること。また、それらにかかる費用を委託料に含めること。

オ 救護に必要な物品（常備薬等）は委託者が用意する。

(9) 宿泊場所

行程を考慮し、選定すること。

(10) 宿泊部屋

ア 児童はツインもしくはトリプルの部屋とし、男女別とする。

イ 引率者6名と派遣された看護師1名の計7名の内、2部屋はツインの部屋とする。

残り5部屋についてはシングルとするが、場合によってはツインも可とする。

ウ 部屋割りは、委託者が行うものとする。

(11) 事前視察研修

- ア 事前視察にかかる宿泊先や関係機関への連絡は受託者が行うこと。
- イ 人数は大人2名とし、5月中旬～6月上旬に実施する。
- ウ 宿泊先は、本研修とできるだけ同じ宿泊先とすること。
- エ 事前視察には、航空券、宿泊、レンタカー等をつけること。
- オ 事前視察に係る経費についても、委託料に含めること。

9 その他

- (1) 研修前に参加児童及び保護者に対し説明会を行うため、受託者は委託者と共に説明会に参加し、必要な説明を行うこと。
- (2) やむを得ない事情により人数や行程等に変更があり契約額を変更とする場合がある。なお、行程については、事前研修実施後に確定するものとする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症等の状況により、事業の実施が困難な場合は、委託者の判断により、事業を中止したり、内容を変更したりすることができる。事業の中止あるいは内容変更する場合の取扱いについては、委託契約書に規定する条項に従い、委託者と受託者が協議して決定するものとする。
- (4) 研修中のバスによる移動では、参加児童及び引率者に対する安全で安心な運行に配慮すること。
- (5) 道路交通情報により道路工事箇所等はあらかじめ把握しておくこと。また、研修経路については十分に把握、確認しておくこと。
- (6) 企画提案に係る一切の経費は提案者の負担とする。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議すること。